

質 問 回 答 書

「小城市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託業務公募型プロポーザル」
参加申込書の提出または企画提案書作成に関して、次のとおり回答します。

質 問 事 項	回 答 事 項
業務仕様書 6 (2) 医療専門職の要件について 医療専門職には、管理栄養士は該当するでしょうか。	管理栄養士は、医療専門職に該当します。
業務実施要領 第 5 (1) 業務内容について 厚労省の事務連絡*によりますと、健康状態不明者は「医療・健診とも未受診であり、介護の利用がない健康状態が把握できない被保険者」となっていますが、本業務での対象者はどのように想定されているでしょうか。 * (令和 7 年 4 月 10 日「後期高齢者医療の調整 交付金の交付額の算定に関する省令第 6 条第 9 号に関する交付基準について」及び別添 Q&A)	健康状態不明者としての対象者は、貴殿の指摘通りですが、今回の業務は、「業務実施要領第 5」に記載しているとおおり、小城市の 2 つの課題に対して取り組むこととしており、本業務では健診未受診者や通いの場に来られない方への健康教育と訪問支援及びアセスメントの実施を業務内容と考えております。 本業務の対象者についても「業務実施要領第 6」に記載しているとおおりです。 また、訪問対象者の中には、健康状態不明者及び重症化予防（糖・血圧）のハイリスク者の両方を想定しています。
業務実施要領 第 5 (1) 業務内容について 業務内容にはポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの両方の実施が含まれるのでしょうか。	上記質問の回答にも記載しているとおおり、健診未受診者や通いの場に来られない方への健康教育と訪問支援及びアセスメントの実施を業務内容と考えております。 従って、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの両方の実施を想定しています。
小城市様が直近で把握されている被保険者数、健康状態不明者の人数をご教示ください。	・被保険者 7,005 人（令和 7 年 3 月 31 日現在） ・健康状態不明者 79 人（R6 年度実績報告書より）